

高知県漁業近代化資金取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県漁業近代化資金取扱要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁業近代化資金の内容</p> <p>〔1〕借入資格者</p> <p>漁業近代化資金を借り入れることができる者は、法第2条第1項及び政令第1条に定める者のうち、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつ、<u>県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者</u>であって、次に掲げるもの（以下「漁業者等」という。）とする。</p> <p>(以下略)</p> <p>第4～第11及び別表 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県漁業近代化資金取扱要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁業近代化資金の内容</p> <p>〔1〕借入資格者</p> <p>漁業近代化資金を借り入れることができる者は、法第2条第1項及び政令第1条に定める者のうち、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつ、<u>県税を滞納していない者</u>であって、次に掲げるもの（以下「漁業者等」という。）とする。</p> <p>(以下略)</p> <p>第4～第11及び別表 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>